

広島市条例第 4 3 号

令和 8 年 9 月 2 8 日

広島市と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例
広島市と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（令和 6 年広島市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 5 号中「第 2 条第 2 2 項」を「第 2 条第 2 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。